

リツイート事件（最三小判令和2年7月21日）における問題点

—氏名表示権侵害の成否に関する判断過程と 判決の萎縮効果に関する批判的検討—

21170331 石月 遥香

目次

- 1 はじめに
- 2 リツイート事件
 - (1) 氏名表示権
 - ア 上告審
 - (ア) 判断
 - (イ) 林景一裁判官の反対意見
 - (ウ) 検討
 - イ 控訴審
 - (ア) 判断
 - (イ) 検討
 - ウ 第一審
 - (ア) 判断
 - (イ) 検討
 - (2) 私見
 - (3) 19条3項による解決
- 3 萎縮効果の内容
 - (1) 差止め請求
 - (2) 名誉回復措置等請求
 - (3) 損害賠償請求
 - ア 故意・過失の有無
 - イ 権利侵害の有無
 - ウ 損害の有無
 - エ 損害賠償請求の萎縮効果
- 4 損害賠償請求権の否定
 - (1) 故意・過失の有無
 - (2) 損害の有無
 - (3) 結論

5 おわりに

1 はじめに

最三小判令和2年7月21日民集74巻4号1407頁（以下、「本件」という）は、写真家であるXが自己の写真につき氏名表示権等を侵害されたとして、ツイッターを運営するツイッターインクに対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案である。

Xは、自己の氏名を書き加えた写真（以下、「本件写真」という）をブログに投稿した。その後、A2（以下、「元ツイート者」という）がXに無断でTwitterにおいて自己のツイートとして本件写真つきの投稿をした（以下、「本件ツイート」という）。この際、本件写真のXの氏名部分は見えない状態になっていた（以下、「本件画像」という）。そして、本件画像が付された本件ツイートをA3、A4およびA5（以下、「本件リツイート者」という）がリツイートした（以下、「本件リツイート」という）。

最高裁は、以下のように判断した。本件リツイートによって、本件リツイート者の投稿を閲覧したユーザーの端末の画面上に本件画像を表示させたことは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への…提示」にあたる。また、本件リツイートによって表示された本件写真は、氏名部分が表示されず、クリックをすれば氏名が表示されるという事情があったとしても、これにより氏名を表示したことにはならない。以上より、本件リツイート者は、本件リツイートによりXの氏名表示権を侵害する。

この最高裁の判断に対し、寛容的な利用がなされている場面で違法と判断したことに疑問の声が上がっている¹。

なお、最高裁では、同一性保持権侵害、公衆送信権侵害に関し、判断がなされなかった。知財高裁では、同権利に関し、侵害に該当する旨の判断がなされている。このことに関しても批判されている²が、以下では氏名表示権についてのみ焦点を当て論じていく。

ツイッターにおけるリツイート行為は、誰もが簡単に気軽にできる行為である。このように本来気軽にできるはずである行為によって、権利侵害の主体となってしまうことは、利用者への萎縮効果が大きく問題が大きいに思われる。さらに、他の裁判例にも目を転じると、他人の権利を侵害している物や情報を他者に知らしめることが権利侵害行為への加担であるとされることで生じる萎縮効果が問題となる場面を看取できる。侵害物等を広めた者を直接権利侵害した者と区別し、侵害主体から外して考える必要があるのではないか。

¹ 田村善之「判批」判例時報92巻11号4-6頁（2020年）

² 谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢63巻2号523-574頁（2018年）、福市航介「判批」著作権研究44号140-161頁（2018年）

以下では、2でリツイート事件について、上告審から順に検討していく。特に下級審においては、異なる理由付けや判断がなされているため、注目していきたい。3で利用者への萎縮効果の具体的な内容を考えていき、4で萎縮効果を排除できないか検討していく。

2 リツイート事件

(1) 氏名表示権

以下、氏名表示権に関し、各裁判所での判断と理由付けを検討していく。

ア 上告審

(ア) 法廷意見

本件リツイートによって表示された本件画像は、トリミングがされ氏名が表示されなくなっている。表示される本件画像をクリックすれば氏名が表示されるとしても、これは本件画像のウェブページとは別のウェブページである。また、通常、本件画像を閲覧したユーザーが本件画像をクリックすることはできない。

したがって、本件リツイート者は本件写真の氏名を表示したといえず、本件写真におけるXの氏名表示権を侵害する。

(イ) 林景一裁判官の反対意見

本件画像の表示のされ方は、ツイッターのシステムによるものである。リツイート者に本件ツイートに付された画像を削除したり、表示の仕方を変更したりする余地はなかった。また、本件写真を無断アップロードしたのは、元ツイート者であり、本件リツイート者を著作者人格権侵害の主体と評価することはできない。

元ツイートの段階で、削除されてしかるべきことが明らかな画像が付されたリツイートは保護に値しないが、本件画像は、通常人からして不適切であることが明らかであるとはいえない。それにもかかわらず、リツイート者が侵害主体となるとされると、リツイート自体をしないことを選択せざるを得ないといった事態となる。

(ウ) 検討

上告審の判断には、4つの問題点があると考えられる。

①クリックをする可能性を判断する「通常」のユーザー

一般ユーザーが本件画像をクリックする可能性を否定した判断を支持する見解もある。その見解は、ただユーザーが見ようと思えば著作者名に接することかできるという程度では、著作物と著作者名の結び付きは薄弱に過ぎ、氏名表示権侵害を否定する事情として不

足がある³ことを理由とする。この見解や最高裁の見解は、本件画像を閲覧した全ユーザーを念頭において、「通常」本件画像をクリックするかどうかで判断している。

これに対して、「著作者名を知りたいと考える者により」という言葉が「通常」の前につくという前提が欠けているとの指摘がある⁴。この見解によると、そうしたユーザーが本件画像をクリックする可能性は肯定される。そのため、氏名表示権は侵害されないことになる。

このように、本件画像をクリックするか否かを判断する際の基準としているユーザーの範囲が広がりすぎてしまっているという問題がある。

② リツイートの構造を理解しているかを判断する基準のユーザー

クリックをする可能性の有無を上記のどちらのユーザーを念頭に置いているとしても、本件写真のウェブページと本件画像のウェブページは別のウェブページであることを氏名表示権侵害の理由としていることに関しては、上記のどちらのユーザーとも異なる利用者を基準に判断されている。つまり、表示されている画像をクリックして画像の全体をみるか否かは、上記①で確認したように、一般のユーザー（著作者名を知りたいと考える者以外も含む）を基準に判断されているにもかかわらず、リツイートによるウェブ上の仕組みを理解しているか否かは、ウェブシステムを十分に理解しているユーザーを基準に判断している。しかし、本来は、クリックする者も、リツイートする者も、一般のユーザーであるため、ウェブシステムに詳しくない者を念頭におくべきである。

したがって、最高裁の判断基準とするユーザー像に一貫性がなく、一方ではウェブシステムに詳しくない者、他方ではウェブシステムに詳しい者とズレが生じているといえる。

③ 萎縮効果（リツイートへの制約）

通常人からして削除されてしかるべきことが明らかな画像が付された元ツイートのリツイートは保護に値しないといえる。しかし、本件画像は、通常人からして不適切であることが明らかであるとはいえない。最高裁は、そういった不明確なもので権利侵害にあたると判断している。

そうすると、通常の利用者は、どのような画像が権利を侵害するのか分からないために、林景一裁判官が指摘するように、リツイートをしないという選択をせざるを得ない事態が生じることは容易に想像できる。

このように、ツイッター利用者にとって、リツイートへの萎縮効果が大きい点に問題がある。

³ 田村善之「判批」（https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf）12-13頁（2020年）

⁴ 奥邨弘司「判批」法教482号67頁（2020年）

④ 侵害主体

林景一裁判官が指摘したように、リツイートする際にリツイーターが元ツイートに掲載された画像を削除したり、表示のされかたを変更したりする余地はない。トリミングは、ツイッターのシステムにより自動的になされるものである。これを考慮すると、リツイーターが著作人格権侵害をした主体であると断定することはできない。

リツイートする際に表示方法を選択する余地がない場合であってもリツイーターを侵害主体としてしまっている点に問題がある。

イ 控訴審

(ア) 判断

リツイートにより画像を表示させるためには、HTML プログラムや CSS プログラム等が送信される必要がある。このプログラムがリツイート行為の結果として、ユーザーのパソコン等に送信された。そして、プログラムにより、本件写真の位置や大きさ等が指定され、本件写真とは異なる本件画像が表示されるに至った。

したがって、本件リツイーターは、本件リツイートにより、著作物の公衆への提供又は提示に際し、Xの氏名表示権を侵害する。

(イ) 検討

たしかに、リツイートに伴いプログラムがユーザーのパソコン等に送信され、そのことにより本件写真の大きさや配置等が指定されたといえるだろう。しかし、本件写真の大きさや配置等はツイッターのシステムによるものである。それにもかかわらず、リツイーターが侵害主体とすることには問題がある。

そもそも、リツイートは著作物の公衆への提供又は提示にあたるのか。公衆への提供又は提示にあたらないとした第一審の判断枠組みのほうが妥当するのではないか。

ウ 第一審

(ア) 判断

本件リツイーターから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから、本件リツイーターは、Xの氏名表示権を侵害しない。

(イ) 検討

第一審は、本件リツイート行為は公衆への提供又は提示にあたらないことを前提に、著作人格権侵害を否定している。

一般論として、リンクを付す行為自体については、他のウェブサイトの所在を表しているにすぎないため、著作権侵害とはならない⁵。インラインリンク⁶に関しても原則として同様に解される⁷。

リツイートしたツイートは、リツイート者のフォロワーの操作を介することなくフォロワーのタイムラインに表示される。そのため、リツイートはインラインリンクと同様にみることができる。そして、リツイートは、リンク元での違法コンテンツの削除が可能であることを鑑みるとインラインリンク及び通常のリンクと同様に理解して良いと思われる⁸。

したがって、本件リツイート行為は著作権侵害とならない。

では、このことから、氏名表示権侵害を否定できるのか。前述したように、第一審は、比較的簡単に氏名表示権侵害を否定する判断をしている。学説上では、インラインリンクを付すこと等による著作者人格権侵害については、著作権侵害と別に扱う余地を指摘するものが多い⁹。氏名表示権侵害の責任を問われている者による支分権該当行為がない限り、「提供」若しくは「提示」があったとはいえ、氏名表示権侵害は成立しないという考え¹⁰を前提とするか否かにより見解が分かれる¹¹。例えば、リンクについて説明がない限り、リンク元のユーザーが当該著作物の著作者であると誤解するのが通常であるから、氏名表示権侵害となる場合もあるとの見解がある¹²。

(2) 私見

ア リツイート者からの公衆への提供・提示

私見としては、まず、上告審・控訴審とは異なり、本件においては以下のようにそもそもリツイート者が19条1項にいう「公衆への提供・提示」をしたとはいえないと考える。

⁵ 佐藤恵太「インターネット利用に特有の諸技術と知的財産法」ジュリ1182号46頁(2000年)

⁶ 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」158頁(2020年)によれば、インラインリンクとは、「ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンク」をいう。

⁷ 青木大也「判批(第一審)」ジュリ1520号123頁(2018年)

⁸ 青木大也「判批(第一審)」ジュリ1520号124頁(2018年)

⁹ 青木大也「判批(第一審)」ジュリ1520号125頁(2018年)

¹⁰ 大阪地判平成25年6月20日判時2218号112頁[ロケットニュース24事件]

¹¹ 高瀬亜富「判批(控訴審)」コピライト690号(2018年)44-45頁

¹² 佐野信「インターネットをめぐる著作権侵害について」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務大系22 著作権関係訴訟法』青林書院, 457頁(2004年)

前提として、リツイートは、公衆送信にあたらぬ¹³。これについては、上告審においても同様に考えていると思われる。なぜなら、氏名表示権を定めた19条の適用には、21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用が必要か否かを判断しているからである。リツイートが公衆送信にあたるのであれば、リツイートは23条に規定された公衆送信権に係る著作物の利用といえる。つまり、当然に19条が適用される。しかし、上告審は、上記のような判断をしていない。このことから、上告審は、リツイートが公衆送信にあたらぬことを前提にしているといえる¹⁵。

では、リツイートは「公衆への提供・提示」にあたるのか。

提供とは有体物に固定された著作物(例えば書籍)を交付することを意味し、提示とは著作物の無形的利用による伝達(例えば放送)を意味する¹⁶。むろん、ツイートやリツイートは有体物ではないので、「公衆への提示」があったかのみがここでの検討対象である。つまり、リツイートによって著作物の「伝達」があったといえるかが問題である。

たしかに、リツイートによって本件ツイートに付された本件画像がタイムラインに表示されるユーザーが増加したという点で伝達といえるとも思える。

しかし、元ツイート者がツイートをした時点で、本件画像が付された本件ツイートは、全世界の人々が誰でも閲覧できる状態になっている。これはリツイートによって何も変化していない。したがって、情報を受信可能な者の数は増加しておらず、リツイートは伝達にあたらぬ。

したがって、リツイート者からの「公衆への提示」があったとはいえない。

イ 氏名表示

¹³ これに焦点を当てたものとして、福市航介「判批(第一審)」著作権研究44号140-161頁(2017年)。

¹⁴ 23条に規定された公衆送信とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう」(2条1項7号の2)。

そして、「公衆」は、特定かつ多数の者を含むと定められている(2条5項)。この規定をうけて、「公衆」は、「多数の者」と指すとする見解と「不特定の者または多数の者」と指すとする見解とに分かれる。「特定かつ多数の者」のみが「公衆」とはならないことから、2条5項は、あえて、特定かつ多数の者も公衆に含まれる旨の規定を設けているといえる。このことから、不特定の者は当然に「公衆」に含まれると考える。

「送信」とは、「信号によって情報を送ること」をいう小倉秀夫・金井重彦『著作権法コンメンタール1[改訂版]』第一法規,86頁(2020年)参照。

¹⁵ 奥邨弘司「判批」法教482号66頁(2020年)。慎重な立場として、田村善之「判批」(https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf)19頁(2020年)

¹⁶ 中山信弘『著作権法[第3版]』有斐閣,602頁(2020年)

仮に、控訴審や最高裁のようにリツイート者からの公衆への提示があったといえるとしても、以下の理由から氏名表示権侵害はないと考えられる。

まず、著作者名の表示はあるといえる。19条の氏名表示権は「著作者であることを主張する権利」である¹⁷。本件において「著作者名を知りたいと考える者」がツイッター利用における方法として著作者名を目にすることができるような事情(クリックするだけで著作者名が表示される)がある¹⁸。このような事情がある場合には、著作者名の表示があり、氏名表示権侵害はないといえる。

仮に、著作者名が表示されていないとしても、林景一裁判官が指摘したように、リツイート者は、画像のどの部分を表示するかを選択することができず、ツイートをそのままリツイートすることしかできない。また、リツイート者は、リツイートをするかしないかの選択をしたのみである。リツイートをするかしないかの選択をただで、それに伴うシステムについてもその者が選択・指定したと解することはできない。したがって、リツイート者が氏名表示権を侵害したとはいえない。

また、リツイートする際に氏名が表示されているかを確認させることは、リツイート者にとって負担が大きく、認識していない不意打ちの責任を負うことになる。したがって、リツイート者に氏名表示権侵害の責任を負わせることは酷である。

(3) 19条3項による解決

なお、本件では当事者による主張がされていないため、審理の対象となされなかったのは当然であるが、寛容的な利用がなされている場面では、フェアユース的規定たる19条3項によっても解決可能であったとの指摘がある¹⁹。

19条3項は、「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる」と規定している。

同項の「著作者が創作者であることを主張する利益」とは、客観的な利益をいう。したがって、利益の減少とは、著作物の具体的な利用のされ方により、著作者の社会経済的利益の目に見える減少、著作者の精神的安寧を乱すであろうことが認識できる客観的状況が前提になる²⁰。また、同項の「公正な慣行」とは、特定の著作物の種類において社会的に成立している通常の利用のされ方をいう²¹。

¹⁷ もっとも、「著作者がその著作物の創作者であることを主張する権利」までを含むかは見解が分かれる。(小倉秀夫・金井重彦『著作権法コンメンタール1 [改訂版]』第一法規, 451頁(2020年))

¹⁸ 奥邨弘司「判批」法教482号67頁(2020年)

¹⁹ 奥邨弘司「判批」法教482号67頁(2020年)、田村善之「判批」法時92巻11号, 6頁(2020年)、谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢63巻2号572頁(2018年)

²⁰ 小倉秀夫・金井重彦『著作権法コンメンタール1 [改訂版]』第一法規, 462頁(2020年)

²¹ 小倉秀夫・金井重彦『著作権法コンメンタール1 [改訂版]』第一法規, 462頁(2020年)

ツイッターにおいて、写真の一部が切り取られた画像が表示されることにより「著作者が創作者であることを主張する利益」は害されるのだろうか。たしかに、切り取られた画像しか表示することができないならば、誰が創作者であるかが分からず、上記利益は害されるとも考えられる。しかし、ツイッターでは、切り取られていない全体の写真を簡単に表示することができる。また、通常のユーザーは、ツイッターのタイムラインにおいて画像は一部しか表示されないという認識を持っていると考えられる。そのため、通常のユーザーは、リツイート上、著作者名が消えていてかつクリックをしなかったとしても、確認をしない限り著作者名が表示されているか否かは分からないという認識を有する²²。この場合には、害される上記利益はないといえる。

したがって、ツイッターにおいて表示される画像は、「著作者が創作者であることを主張する利益」を害するおそれがなく、公正な慣行に反していないため、本件では、氏名表示権侵害はないと考えられる。

3 萎縮効果の内容

上告審での林景一裁判官の反対意見や判批等²³で指摘があるように、リツイート事件判決にはユーザーに対する萎縮効果(リツイートへの制約)が存在する。具体的に何がリツイートすることを躊躇させるのかを考えると、以下の請求(主に損害賠償請求)の対象になる可能性があることを挙げられる。

(1) 差止請求

著作者は、著作権・著作者人格権等を侵害する者またはそのおそれのある者に対し、侵害の停止または予防を請求できる(著作権法112条1項)。直接侵害者が被請求権者となる。なお、直接侵害者の範囲には議論が存在する²⁴。

本件では、ツイッター社または元ツイート者によって侵害物が付されたツイートを削除することができる。そのため、上記2者に対しては意味のある請求である。しかし、リツイート者はリツイートを取り消すことしかできないため、リツイート者に対して差止め請求(削除)を求めても根本的な解決にはならず、また、リツイート者は通常複数人にわたるため削除請求のコストも大きくなる。

したがって、個々のリツイート者に対して削除請求がされることは現実的に考えにくく、リツイート者にとって差止請求による萎縮効果の問題は少ないといえよう。

²² 田村善之「判批」(https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf) 13頁(2020年)

²³ 田村善之「判批」法時92巻11号6頁(2020年)

²⁴ 塩月秀平「著作権侵害主体の事例分析—柔軟な認識に向けて」ジュリ1316号140頁(2006年)、同「著作権侵害主体論と裁判官の視点」論ジュリ6号160頁(2013年)、シンポジウム「間接侵害について」著作権研究38号1頁(2011年)

(2) 名誉回復措置請求

著作権者は、故意又は過失により著作者人格権を侵害した者に対し、名誉もしくは声望を回復するために必要な措置を請求することができる(著作権法 115 条)。115 条の「著作者であることを確保…するために適当な措置」という文言は、氏名表示権を保護することを念頭に置いている²⁵。著作者であることを確保する必要性と手段としての相当性が認められる場合に、適当な措置として訂正広告請求が認められる。訂正広告は、被告が公衆に対し著作者が誰であるかについての誤解を与え、それを回復させるための措置であるから、その旨を明らかにする、お知らせといった内容となる²⁶。

本件で訂正広告をするとしたら、「リツイートした画像は X のものである。」といった旨のツイートをするだけであると考えられる。ツイートは無料でできかつツイッター利用者の多くにとっては日常的に行っている行為であることから、大きな負担になるとは考えがたい。

よって、リツイート者にとって名誉回復措置請求による萎縮効果の問題は少ないといえよう。

(3) 損害賠償請求²⁷

著作権侵害は、他人の財産である著作物を無断利用する行為であるため、不法行為に該当しうる。民法 709 条の要件を満たす場合、被害者は同条に基づき損害賠償請求をすることができ、とくに著作者人格権侵害のケースでは、非財産的損害として 710 条に基づき損害賠償請求をすることができる²⁸。また、著作権侵害行為により作成された侵害物をさらに別の者が利用する場合、この別の者に対しても損害賠償請求が認められる可能性がある。

上記請求は、①故意又は過失があること、②他人の権利又は法律上保護される利益の侵害があること、③行為と結果との間に因果関係があること、④損害があること、といった各要件が満たされる場合に認められる。

ア 故意・過失の有無 (要件①)

上告審で氏名表示権侵害と判断がなされた以上、リツイートを見たユーザーが本件画像をクリックするように仕向けることをしなかった、著作者名を書いた引用リツイートをしなかった等という理由から過失を認める方向に向かうと思われる。

また、ツイッターのシステム上、画像はトリミングされるという認識を通常のユーザーは

²⁵ 村越啓悦「著作者人格権等の侵害に対する救済」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務大系 22 著作権関係訴訟法』青林書院、501 頁(2004 年)

²⁶ 村越啓悦「著作者人格権等の侵害に対する救済」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務大系 22 著作権関係訴訟法』青林書院、506 頁(2004 年)

²⁷ 不法行為に基づく損害賠償請求が時効によって消滅した場合には、不当利得返還請求により対処することが考えられる。ただし、他人の著作物を無断で利用する行為により利益を受け、それにより著作者に損失を及ぼしていることが必要である。

²⁸ 中山信弘『著作権法[第 3 版]』有斐閣、602 頁(2020 年)

有し、リツイートの表示画像を閲覧しただけでは無名の著作物であるとまでは判断しないユーザーが一般的であるとする見解がある²⁹。この見解によっても、表示画像だけを閲覧し無名の著作物であると判断したとして過失を認める方向に向かうと思われる。

イ 権利侵害の有無（要件②）

上告審でリツイート者による氏名表示権侵害が認められた以上、権利侵害が認められると考えられる。

なお、元ツイート者に対しては、氏名表示権侵害はもちろん、他の著作権侵害にも該当し、権利侵害が認められることは論をまたない³⁰。

ウ 損害の有無（要件③）

氏名表示権によって、「著作者としての名誉・声望、社会的評価、あるいは著作者であることの満足感」³¹（中山信弘『著作権法[第3版]』有斐閣，602頁参照）が保護される。氏名表示権侵害が認められた以上、真の著作者に精神的苦痛があるとして損害を認める方向に向かうと考えられる。

物事に対する感情（例えば、本件画像は綺麗だな、本件画像を撮影した本件ツイート者はすごい、といった感情等）は、第一印象の時が一番強い。本件では、真の著作者の氏名が最初に目に入る部分（タイムラインに表示される部分）に表示されないため、真の著作者は一般ユーザーの上記のような感情を得られていない。損害が認められると考えられるだろう。

エ 損害賠償請求の萎縮効果

本件により、単なるリツイート者にすぎない者に対する損害賠償請求の要件を満たす方向に向かう可能性が大きくなったといえる。実際に損害賠償請求の相手方になった場合は当然のこと、相手方となり得る可能性が高くあるということ自体が、リツイート者への負担となる。

以上より、リツイート者にとって損害賠償請求による萎縮効果の問題は大きいといえよう。

²⁹ 田村善之「判批」（https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20201005.pdf）3頁（2020年）

³⁰ 東京地判令和1年12月24日（平成29年（ワ）第33550号）参照

³¹ 自己名義で著作物を世に問うことによって名誉・声望を形成する機会の喪失という側面もあるとの指摘もある。（小泉直樹「著作者人格権」民商116巻4・5号100頁（1997年））

4 損害賠償請求権の否定

気軽で自由にすることができるリツイート行為に対し、上記の萎縮効果は、本来あるべきではない。そのため、以下のように考え、リツイートに対する損害賠償請求権の成立を否定すべきである。

(1) 故意・過失の有無（要件①）

侵害物を作成した者と既に作成された侵害物を利用する者とは、0から1を作成しているか否かの違いがある。そのため、求められる注意義務のレベルが異なると考え、過失の程度を区別すべきである。

侵害物を作成した者たる元ツイート者は、他人の画像を付し自己のツイートとして投稿している。他方、既に作成された侵害物を利用する者たるリツイート者は、既にツイッター上に投稿されているツイートをリツイートしたのみである。そのため、リツイート者に対し、画像をクリックするように仕向けることや著作者名を書いた引用リツイートすることまでも要求することはできない。

また、リツイートの表示画像のみを見て、無名の著作物だと判断しリツイートしたのか、それとも、画像全体を表示して氏名の有無を確認し、氏名が表示されている場合には、右氏名とツイート主が同一人物であるか否かを確認した上で、右氏名とツイート主が同一人物であると判断しリツイートしたのかを、客観的に区別することはできない。仮に、区別できるとしても、上記のように同一人物と判断した者と特に気にしていない者(単に画像全体を見ようとしただけの者)等との区別は不可能である。そのため、過失を認める理由を表示画像だけを閲覧し無名の著作物であると判断したこととすることはできない。

以上のことから、リツイートの有無のみでリツイート者の過失を認めるのではなく、個別事案ごとに諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである。例えば、リツイート者の性質も考慮すべきである。本件以外の裁判例では、過失の判断において、出版社や放送局等のプロに対してその責任を厳しく解釈したものが多く、したがって、本件でも具体的に、リツイートされた元ツイートの内容やツイート主(アカウント名)等も考慮すべきである。

本件写真は、「ホワイトとピンクのスズラン」と題する植物の写真³²である。これは、限られた者のみが撮影することができる写真ではない。もちろん、該当するスズランを発見しなければ撮影することはできないが、発見すれば撮影することができる。このことから、元ツイート者のアカウント名が撮影者と異なることが明らかである場合や違法な物をツイートしているアカウントであることが明らかである場合を除いて、本件リツイート者に過失は認められない。

³² 谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢 63 巻 2 号 527 頁（2018 年）

(2) 損害の有無（要件③）

リツイート者がXの氏名表示権を侵害するとしても、クリックをすれば真の著作者たるXを容易に知ることができること、その侵害行為による精神的苦痛はなく、損害は認められない。

また、仮に、公衆が本件ツイートをした者を本件画像の著作者と誤解したまま拡散がなされたとしても、閲覧ユーザーが増加すれば本件画像の真の著作者が誰であるかが判明する確率は上昇するため、誤解されたままであるという事態にはなりにくい。公衆による誤解が解ければ、著作者だと誤解された人が有名になってしまうといった精神的苦痛は真の著作者に生じない。したがって、この場合にも容易に損害が認められることはない。

(3) 結論

以上のように、過失の判断は厳格になされるべきであり、損害も容易に認めるべきでないことから、リツイート者の氏名表示権侵害は簡単に認められない。

本件でも、上記(1)(2)より、3で挙げた要件(①および③)が満たされず、著作者は、リツイート者に対し、損害賠償請求をすることはできないと解するべきであった。

5 おわりに

本稿では、リツイート事件に関し、氏名表示権に焦点をあて各裁判所の判断を検討した。最高裁の判断に対し萎縮効果の問題が多く文献で指摘されているが、加えて、「公衆への提供・提示」の判断にも問題があることが明らかになった。また、リツイート者に対する萎縮効果については、リツイート者が損害賠償請求の対象となる可能性があることがその主たる内容であることが分かった。しかし、リツイート者の過失と真の著作者の損害を否定することで、損害賠償請求権の成立を多くの事例では否定できると考えられる。

本件をきっかけに、損害賠償請求を認める方向に向かうとも考えられるが、以上の検討からすると、リツイートすることを過剰に躊躇する必要はないといえよう。

本件と類似すると考えられる場面は数多く存在する。写真ではない他の著作物の著作権侵害の場合や名誉毀損の場合、また、他のSNSにおける侵害の場合等についても検討することで、侵害物を広めにすぎない者の責任に関する考えがより深まるであろう。